

インフルエンザ予防接種を受けましょう!

毎年12～3月頃の寒い時期になるとインフルエンザが流行します。インフルエンザの予防にはワクチンの接種が有効です。また、ワクチンを接種することで感染しても発症を防いだり、重症化を予防して健康被害を最小限にとどめることができます。

インフルエンザ予防接種は流行前に接種をして下さい

インフルエンザウィルスは流行する型(タイプ)が毎年変化します。そのため、流行する型を予測してワクチンは製造されています。流行時期に入る前に予防接種を受けることで、今年のインフルエンザを予防することができます。

インフルエンザワクチンは接種1～2週間後から抗体が作られ始め、接種1ヵ月後にピークに達し、5ヵ月後まで効果は持続します。

多くの医療機関では10月よりインフルエンザワクチンの予防接種が開始されます。10月中に接種することで流行時期にしっかりと身体に免疫力をつけた状態で過ごすことができます。

インフルエンザ予防接種助成についてのお知らせ

朝日町ではインフルエンザ予防接種に対する助成を行っています。

対象者：①満65歳以上の方
②満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、もしくは呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方で日常生活に極度の障がいがある方(身体障がい者手帳1級に該当・同等と思われる方)

実施期間：10月15日～平成27年1月31日まで

詳しくは10月以降の回覧にてお知らせします。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

水痘(水ぼうそう)ワクチンが定期予防接種になります

水痘(水ぼうそう)ワクチンは、平成26年10月1日から予防接種法に基づく定期予防接種(公費負担)になります。

対象者	生後1歳から2歳(3歳に至るまで)の間にある方。
接種回数・間隔	合計2回。3ヶ月以上の間隔をあけて接種。
標準的な接種期間	生後1歳から1歳3ヶ月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後、6ヵ月から12ヶ月に至るまでの間隔をおいて接種する。
その他	既に水ぼうそうに罹患したことがある者は接種対象外となります。

経過措置として・・・

生後3歳から4歳(5歳に至るまで)の間にある方を対象とし、定期予防接種として、1回接種することができます。

ただし、平成26年度(平成27年3月31日まで)限りとする

すでに任意接種として接種した水痘ワクチンについては、定期予防接種を受けたものとみなし、それ以降の定期予防接種を受けていただくこととなります。

具体的には・・・

①生後1歳以降に3ヶ月以上の間隔をおいて2回接種を行っている方

すでに定期予防接種は終了されているものとみなされ、定期予防接種の対象とはなりません。

②生後1歳以降に1回接種を行っている方

1回の定期予防接種を行っているものとみなされます。

【生後1歳から2歳(3歳に至るまで)の間にある方】

過去の接種から、3ヶ月以上の間隔をおいて1回接種を行います。

【生後3歳から4歳(5歳に至るまで)の間にある方】

定期予防接種を終了しているものとみなされ、定期予防接種の対象とはなりません。

③生後1歳以降に2回接種を行っているが、その間隔が3ヶ月未満である方

1回の定期予防接種を行っているものとみなされます(3ヶ月以上の間隔をおいていないため、2回の定期予防接種を行っているものとはみなされません)。

【生後1歳から2歳(3歳に至るまで)の間にある方】

過去の接種から、3ヶ月以上の間隔をおいて1回接種を行います。

【生後3歳から4歳(5歳に至るまで)の間にある方】

定期予防接種を終了しているものとみなされ、定期予防接種の対象とはなりません。

対象年齢者には、後日、個別でお知らせします。

ご不明な点は、子育て健康課 TEL 377-5652まで、お問合せください。

高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種になります

成人用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法の一部改正に伴い、平成26年10月1日から定期予防接種となります。

【対象者】平成26年度対象者

65歳	昭和24年4月2日生まれ～昭和25年4月1日生まれ
70歳	昭和19年4月2日生まれ～昭和20年4月1日生まれ
75歳	昭和14年4月2日生まれ～昭和15年4月1日生まれ
80歳	昭和9年4月2日生まれ～昭和10年4月1日生まれ
85歳	昭和4年4月2日生まれ～昭和5年4月1日生まれ
90歳	大正13年4月2日生まれ～大正14年4月1日生まれ
95歳	大正8年4月2日生まれ～大正9年4月1日生まれ
100歳	大正3年4月2日生まれ～大正4年4月1日生まれ
101歳以上	大正3年4月1日以前の生まれの者

平成27年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者(各該当年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者)を対象とする。

平成31年度からは・・・

65歳の者が対象となります。

【接種回数】 1回

【その他】

①60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能低下またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者は接種対象者となります。

②既に肺炎球菌ワクチンを接種された方は対象外となります。

後日、対象者には個別で詳細をお知らせします。

ご不明な点は、子育て健康課 TEL 377-5652まで、お問合せください。